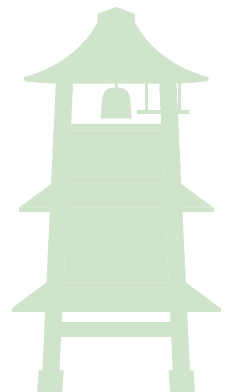


第6章

環境

環境にやさしく、人と自然が調和するまち

- 6-1 環境活動の推進
- 6-2 地球温暖化対策の推進
- 6-3 循環型社会の構築
- 6-4 自然共生の推進
- 6-5 生活環境の保全



施策を取り巻く状況

- ① 地球環境は、気候変動、生物多様性の損失、汚染など多くの危機に直面しています。こうした環境問題は、私たち人間の活動が主な原因となっていることから、市、市民、事業者、民間団体など、社会を構成する誰もが自分事として捉え、取り組んでいくことが必要です。
- ② 令和6（2024）年度に実施した「川越市の環境に関するアンケート調査」によれば、環境問題への関心度に関する問いで、「関心がある」又は「まあ関心がある」と回答した人の割合は、合わせて77.1%となっており、環境問題への関心の高さがうかがえます。
- ③ 同調査によれば、「環境に負荷をかけないように、どのようなことを実践しているか」との問いに対して、ごみの分別や節水・節電といった取組は、「取り組んでいる」と回答した人の割合が、いずれも8割を超えており、多くの市民に浸透していることがうかがえます。一方で、環境に関するイベントやボランティアへの参加、自然とのふれあい、再生可能エネルギーの導入などに関する取組は、「取り組んでいる」と回答した人の割合が相対的に低く、十分に浸透しているとはいえない状況です。



環境月間ポスターコンクール 展示会の様子



星空観察の様子

施策の目的及び成果指標

■ 施策の目的（目指す姿）

誰もが環境保全の意識を持ち、環境に配慮した行動を実践できるまちにします。

■ 成果指標

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
環境問題に関心がある市民の割合（％）	77.1	78.6	80.0	↗

施策の方向性

1 環境意識の向上

- ① 市民一人ひとりが環境保全の意義を理解し、環境に配慮した行動を自発的に行えるようにするため、こどもから高齢者まで誰もが参加できる講座や体験型学習など、環境に関する学習機会の充実を図ります。

2 協働による環境活動の推進

- ① 地域における環境活動の輪を更に広げることができるよう、担い手の育成などにより、地域における活動を支援するとともに、情報発信や交流機会の提供等により、幅広い市民、事業者、民間団体等の環境活動への参加を促進します。

施策を取り巻く状況

- ① 地球温暖化に起因する気候変動の影響により、国内外で深刻な自然災害が多発しています。このまま地球温暖化が進めば、地球環境に取り返しのつかない影響を及ぼしかねないとして、平成30（2018）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」では、「産業革命前からの平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが必要」とされています。こうした中で、国は、令和32（2050）年までに脱炭素*社会を実現することを宣言し、令和12（2030）年度までに温室効果ガス*の排出量を、平成25（2013）年度比で46%削減すると表明しています。
- ② 本市では、令和3（2021）年度に「小江戸かわごえ 脱炭素宣言」を表明し、令和32（2050）年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、市、市民、事業者、民間団体が一体となって地球温暖化対策に取り組むことを宣言しています。
- ③ 本市の令和3（2021）年度における温室効果ガスの総排出量は、平成25（2013）年度の排出量2,082千t-CO₂*から24.6%減少しています。
- ④ 令和3（2021）年度における二酸化炭素排出量の主体別構成比は、事業活動に起因するものが67.0%、家庭生活に起因するものが33.0%となっています。また、部門別では、産業部門が最も多く25.6%、次いで運輸部門が24.7%となっています。
- ⑤ 令和6（2024）年度に実施した「第15回市民意識調査」によれば、地球温暖化対策についての問いで、「地球温暖化対策は必要であり、自分でできることに取り組んでいる」と回答した人の割合は43.3%である一方で、「地球温暖化対策は必要だが、何をしたら良いかわからない」と回答した人の割合は46.0%となっています。



太陽光発電を活用した
電気自動車充電スポット（なぐわし公園）



公共施設に設置した太陽光パネル
（霞ヶ関北市民センター）

*脱炭素：地球温暖化を食い止めるために、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすること。

*温室効果ガス：大気中に存在する気体で、太陽から降り注ぐ光を通過させる一方で、地表から生じる熱を吸収し、大気を温める性質を持つもの。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン等があり、その内訳は、二酸化炭素の割合が大半を占めている。

*千t-CO₂：温室効果ガスの排出量を表す単位。温室効果ガスの量を二酸化炭素に換算した場合の量を表す。

施策の目的及び成果指標

■ 施策の目的（目指す姿）

誰もが脱炭素社会の実現に向けて取り組むまちにします。

■ 成果指標

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
市域における温室効果ガスの排出量 (千 t-CO ₂)	1,570 (R3)	1,119	833	↘
地球温暖化対策に取り組んでいる市民の 割合 (%)	43.3	55.0	65.0	↗

施策の方向性

1 省エネルギーの推進

- ① 市民や事業者の省エネ行動を促進するため、省エネへの理解と関心を高める意識啓発を図るとともに、ZEH・ZEB*等の省エネ住宅・建築物、省エネ家電などの普及促進を図ります。

2 再生可能エネルギーの普及促進

- ① 太陽光発電設備等の導入を促進するなど、地球環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの活用促進を図ります。

3 脱炭素に資するまちづくりの推進

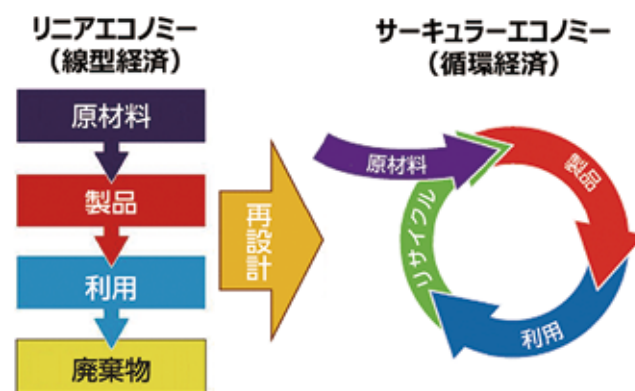
- ① 移動に伴う環境負荷を軽減するため、公共交通の利便性向上などにより、自家用車から公共交通への転換を促進するとともに、環境性能に優れた自動車の普及促進や自転車シェアリングの推進を図ります。
- ② 二酸化炭素の吸収源である緑地を保全するとともに、グリーンインフラ*の普及を図るなど様々な手法により緑化を推進します。

* ZEH・ZEB：Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）及びNet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。大幅な省エネルギーを実現した上で再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅・建築物。

* グリーンインフラ：自然が持つ様々な機能を、インフラ整備に活用する取組。

施策を取り巻く状況

- ① 現在、地球環境は、気候変動や海洋汚染、資源の枯渇などの問題を抱えています。このような中で、大量生産・大量消費・大量廃棄のリニアエコノミー（線型経済）から資源を循環させながら活用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進め、循環型社会を実現することが求められています。
- ② 本市の一人1日当たりのごみ排出量は減少傾向で推移しており、直近の令和5（2023）年度は777gで、国（851g）及び県（790g）よりも少なくなっています。また、リサイクル率はほぼ横ばいで推移しており、令和5（2023）年度は21.9%で、国（19.5%）を上回っていますが、県（24.3%）よりもやや低くなっています。
- ③ 家庭ごみの収集については、高齢化により集積所に自分でごみを出すことが困難な人が増加し、戸別収集（ふれあい収集）の利用者が増加しています。
- ④ 本市における一般廃棄物の中間処理は、昭和61（1986）年度に稼働した東清掃センターと平成22（2010）年度に稼働した資源化センターによって行っています。
- ⑤ 一般廃棄物の最終処分場である小畔の里クリーンセンターの残容積率は、令和6（2024）年度末現在で9.4%となっています。
- ⑥ 近年、大規模な産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にありますが、小規模な建設系廃棄物や家庭ごみの不法投棄は依然として発生しており、人目につきにくい場所や時間帯が狙われています。発見が遅れてそのまま放置されれば、周辺的生活環境を脅かすおそれもあります。



サーキュラーエコノミーのイメージ図（環境省作成）

施策の目的及び成果指標

■ 施策の目的（目指す姿）

誰もが循環型社会の構築に向けて取り組むまちにします。

■ 成果指標

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
一人1日当たりのごみ排出量 (g)	777 (R5)	750	730	↘
リサイクル率 (%)	21.9 (R5)	30.0	35.0	↗

施策の方向性

1 ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- ① ごみの減量や再生利用（リサイクル）に関するイベント、講座の開催などにより、循環型社会の実現に向けた市民意識の向上を図ります。
- ② マイボトル、マイバッグの使用促進、フードドライブ*の実施などによるごみの発生抑制や、不要となったものの再使用の促進によって、ごみの減量を図ります。また、ペットボトル、びん、かん、古紙等の資源物の分別を徹底することによって、再生利用の推進を図ります。

2 一般廃棄物の適正処理

- ① ごみの減量や分別の徹底、排出量に応じた公平な費用負担、高齢化の進展などを踏まえ、家庭ごみの収集事業全体の適正化を図ります。
- ② 安全で安定した廃棄物処理を行うため、廃棄物処理施設の適正管理を図るとともに、計画的な改修や更新を行います。また、焼却残さ等の資源化や外部最終処分場の活用により、小町の里クリーンセンターの延命化を図ります。
- ③ 清潔で暮らしやすい生活環境を守るため、市民や関係機関と連携して不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。

3 産業廃棄物の適正処理

- ① 産業廃棄物の減量や再生利用を推進するため、事業者に対して廃棄物の排出抑制や再資源化等の普及啓発を図ります。また、事業者への立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を促進します。

*フードドライブ：家庭で余っている食品を回収し、食べ物を必要としている生活困窮世帯や社会・児童福祉施設、生活困窮者を支援する団体等へ寄付する活動。

施策を取り巻く状況

- ① 令和6（2024）年3月末現在、本市における緑の現況面積は、5,464.7haで市域面積の50.1%を占めています。その内訳は、「農地・牧草地」が3,722.4haで最も多く、次いで「水辺・水面」、「山林・原野」等となっています。
- ② 平成26（2014）年から令和6（2024）年までの緑の変化をみると、全体では200.2haが減少しています。特に「農地・牧草地」の減少が著しく、172.5haが減少しています。一方で都市公園の整備等により、6.8haが創出されています。
- ③ 「かわごえ生き物調査」の結果、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの5年間で、計1,584種の動植物が報告されています。また、「埼玉県レッドデータブック*」に掲載されている動植物の中では、カワセミやニホンカナヘビが多く報告されています。このほか、平地林ではオオタカやキンラン、伊佐沼ではクロツラヘラサギやキタミソウ、河川ではミナミメダカといった希少な生き物が報告されています。
- ④ 同調査の結果、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの5年間で、計76種の外来種が報告されています。また、生態系等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある特定外来生物に指定されているアライグマやオオフサモなどが報告されています。さらに、令和6（2024）年度には、特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリの被害が市内で初めて確認され、その被害が拡大しています。
- ⑤ 現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間の活動による影響と考えられています。こうした中、国は、令和5（2023）年に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、令和12（2030）年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることで自然と共生する社会の実現を目指しています。
- ⑥ 令和6（2024）年度に実施した「川越市の環境に関するアンケート調査」によれば、生物多様性の認知度に関する問いで、「名前も内容も知っている」又は「名前は聞いたことがある」と回答した人の割合は、合わせて59.6%にとどまっており、市民の関心が高いとはいえない状況です。

*埼玉県レッドデータブック：県内で絶滅のおそれがある動植物をリストアップし、その現状をまとめたもの。

施策の目的及び成果指標

■ 施策の目的（目指す姿）

緑や生物多様性を守り育むまちにします。

■ 成果指標

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
法令等の指定を受けた緑地面積 (ha)	3,097	3,097	3,097	→
生物多様性の認知度 (%)	59.6	68.0	75.0	↗

施策の方向性

1 緑の保全及び緑化の推進

- ① 保全区域の指定や関係機関との連携等を通じて、入間川、新河岸川、伊佐沼等の水辺や、武蔵野の面影を残す雑木林といった豊かな自然環境の保全を図ります。
- ② 潤いのある生活環境の形成やグリーンインフラ*の機能の活用のため、多様な手法による公共施設の緑化を進めるとともに、事業所、一般家庭等の緑化を支援し、市内の緑を増やす取組を進めます。

2 生物多様性の保全・再生

- ① 生物多様性の保全・再生に向けて市民の関心を高めるため、積極的な情報発信やイベントの開催、市民参加による動植物調査の実施など、生物多様性に関する啓発活動の充実を図ります。
- ② 生態系の健全性の回復を図るため、希少な野生動植物の保護や特定外来生物の防除などに継続的に取り組めます。



苗木配布の様子



「かわごえ生き物調査」の様子

*グリーンインフラ：自然が持つ様々な機能を、インフラ整備に活用する取組。

施策を取り巻く状況

- ① 大気汚染の状況を把握するため、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント*、二酸化窒素及び微小粒子状物質（PM2.5）について常時監視を行っており、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。
- ② 河川について、有機物による水質汚濁の指標であるBOD*は、環境基準をおおむね達成していますが、一部地点において達成できていない年があります。
- ③ 公害による苦情は、騒音に関する苦情が最も多く、次いで悪臭に関する苦情が多くなっています。
- ④ 私たちの身の周りでは、化学物質が様々な用途で使用されており、国内で流通しているものは数万種類といわれています。化学物質は、その製造、使用、廃棄の過程で、大気、水、土壌といった環境媒体を経由して人の健康や生態系に悪影響を与えることが懸念されています。



大気汚染自動測定機



河川の水質調査の様子

*光化学オキシダント：自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質の総称であり、光化学スモッグの原因となる。

* BOD：Biochemical Oxygen Demandの略。生物化学的酸素要求量のことで水質指標の一つ。水中の有機物の量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。

施策の目的及び成果指標

■ 施策の目的（目指す姿）

安全安心な生活環境の下で快適に暮らせるまちにします。

■ 成果指標

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
大気汚染に係る環境基準達成状況（％）	82.3	100	100	↗
水質汚濁に係る環境基準達成状況（％）	88.9	100	100	↗

施策の方向性

1 大気・水・土壌環境対策の推進

- ① 大気汚染を防止するため、汚染状況の継続監視や、ばい煙等の発生源への指導及び啓発を行います。また、環境基準が非達成である光化学オキシダントについては、国や県と情報共有し、広域的な排出抑制を図ります。
- ② 河川や土壌、地下水の汚染を防止するため、汚染状況の継続監視や、汚水等の発生源への指導及び啓発を行います。また、生活排水対策として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を支援するとともに、浄化槽の維持管理に関する指導及び啓発を行います。

2 騒音・振動・悪臭対策の推進

- ① 騒音、振動、悪臭により生活環境が損なわれないよう、発生源への指導及び啓発を行うとともに、主要道路の自動車騒音の継続監視を行います。

3 化学物質等による環境リスク対策の推進

- ① 化学物質による環境保全上の支障が生じないように、排出量等を把握し公表するとともに、化学物質を取り扱う事業者の管理の改善を促進します。
- ② 市民の健康や安全安心な生活環境を確保するため、新たな環境汚染物質に対しても、適切な対策を講じます。

